

景観育成住民協定の概要

1 趣 旨

住民が、地域の景観づくりのために自主的に一定のルールを定め、皆でそれを守り育てるための協定を締結した場合、景観育成住民協定として知事が認定する。

この協定は、平成4年に施行された独自条例である旧長野県景観条例で規定され、平成18年に国の「景観法」を受けて改正施行された、長野県景観条例に県独自制度として引き継がれている。

2 認定要件

項 目	要 件
地 域	・町内会、商店街等おおむね1ha以上の一団の土地 ・おおむね30以上の建物をその範囲に含む一団の土地 ・沿道等のおおむね100m以上にわたる土地
協定事項	・建築物、工作物等の位置、形態、色彩、意匠、材料 ・敷地の緑化、まち並みの美化等
有効期間	原則として5年以上
そ の 他	・協定の区域内の住民等のおおむね3分の2以上の合意があること ・市町村長の推薦があること

3 認定件数の推移（平成23年1月現在）

年 度	H5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
認定件数	14	10	14	15	23	16	13	13	5	14	5	5 ⁵ (-3)	5	5	5	2	1	1
累 計	14	24	38	53	76	92	105	118	123	137	142	144	149	154	159	161	162	163

旧山口村認定3件

4 市町村別認定件数

地事名(件数)	市町村別住民協定認定件数
佐 久 (15)	小諸市：6、佐久市：5、軽井沢町：1、御代田町：2、小海町：1
上 小 (10)	上田市：7、東御市：2、長和町：1
諏 訪 (12)	岡谷市：2、諏訪市：3、下諏訪町：4、富士見町：1、原村：2
上伊那 (28)	伊那市：13、駒ヶ根市：8、辰野町：1、箕輪町：1、飯島町：3、南箕輪村：1、宮田村：1
下伊那 (6)	飯田市：3、高森町：2、阿智村：1
木 曾 (9)	木曾町：7、木祖村：1、大桑村：1
松 本 (30)	松本市：1、塩尻市：4、安曇野市：25
北安曇 (17)	大町市：2、池田町：4、松川村：1、白馬村：10
長 野 (26)	長野市：2、須坂市：20、千曲市：1、小布施町：1、飯綱町：1、高山村：1
北 信 (10)	中野市：1、飯山市：6、山ノ内町：1、木島平村：1、野沢温泉村：1
計	44市町村 163件

景観育成住民協定に関するアンケート調査 結果報告書

平成 22 年 12 月

長野県建設部 建築指導課景観係

1 調査の概要

(1) 調査の目的

県では景観条例第 32 条による景観育成住民協定を平成 5 年から現在まで 163 件認定しているが、協定締結から年月を経た協定が多く、地区により当初の活動状況から変化があると考えられる。そこで、協定地区の現状と課題を把握し、今後の住民協定のあり方を検討する。

(2) 調査対象

平成 22 年 7 月 29 日までに県が認定した住民協定 163 地区のうち、廃止届出又は解散の連絡があった 13 地区を除いた 151 地区。

「上田市中心通りまちづくり協定」は 2 つの商店会に分かれたため 2 地区へ配布。

(3) 調査項目

- ・協定締結の目的について
- ・活動実態について
- ・組織の運営について
- ・今後の活動について

(4) 調査方法

郵送法(郵送配付、郵送返送)

(5) 調査期間

平成 22 年 9 月 27 日～10 月 18 日、11 月 5 日～11 月 19 日(再依頼)

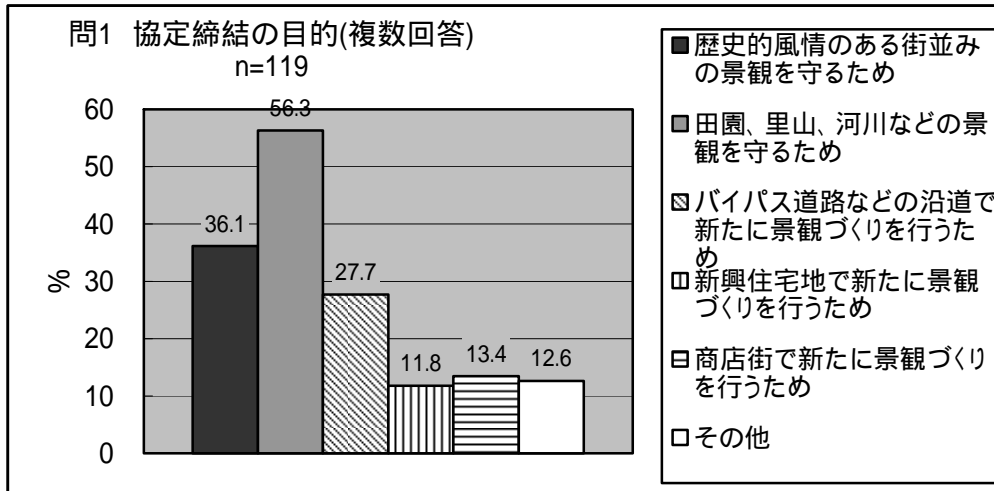
(6) 回収率

122 地区/151 地区 (81.5%)

2 項目別結果

【目的について】

問1 貴地区で、景観育成住民協定(以下「協定」という)を締結した目的は何ですか。



住民協定締結の目的は、「田園、里山、河川などの景観を守るため」が 56.3%(67 地区)で最も多く、次いで「歴史的風情のある街並みの景観を守るため」が 36.1%(43 地区)と多い。長野県の代表的な景観要素である「自然景観」に着目し、その保全のために協定を締結しているケースが多い。

その他の目的(抜粋)

観光地らしい景観をつくるため

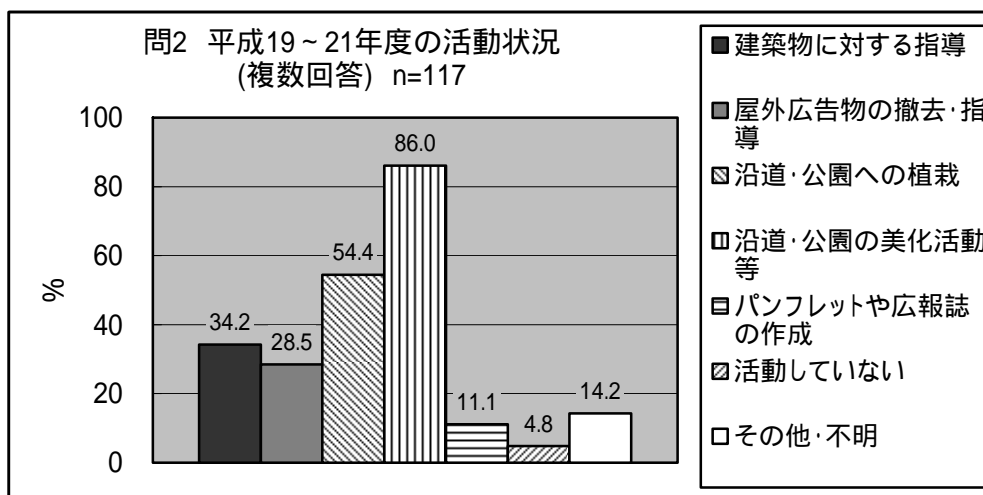
区画整理事業に併せて協定締結

地域の活性化と良好な住環境の形成

【活動実態について】

問2 最近3年間で、協定地区として、どのような活動をしましたか。

(1) 平成19~21年度の活動状況(3年間の平均)



最近3年間の活動内容は「沿道・公園の美化活動等(ゴミ拾い、植栽・花壇の手入れ等)」が 86.0%で最も多く、次いで「沿道・公園への植栽・花壇の設置」が 54.4%と多い。元々、植栽・花壇の設置等の「沿道の緑化」を協定事項に入れている地区は多くないが、沿道等の魅力的な景観づくりのため、多くの地区で自主的に花植え等に取り組んでいる。

その他の活動(抜粋)

地域のイベント参加、支援

先進地視察

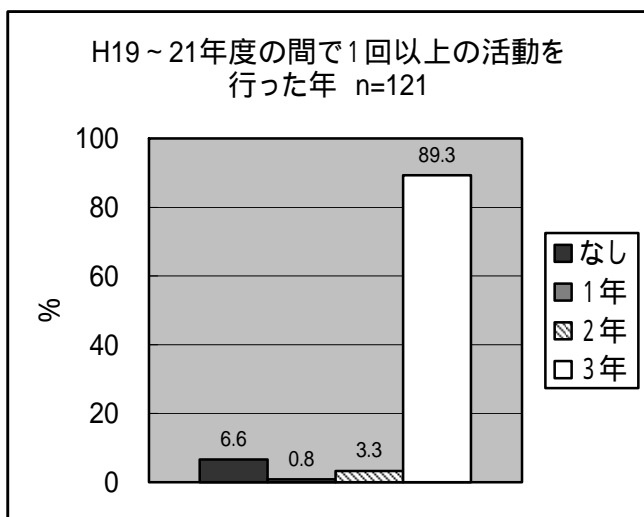
地区の看板設置

イルミネーション

屋号灯(行灯)の設置

温泉掛け流し施設の整備

(2) 平成 19～21 年度のうち 1 回以上活動を行った年の数

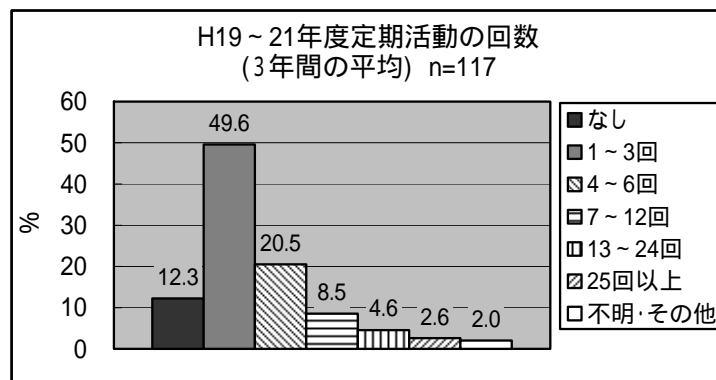


アンケートの有効回答数(121 地区)のうち、93.4%(113 地区)の地区は平成 19～21 年度の間、1 回以上何らかの活動を行っている。ちなみに、アンケート対象地区数に占める活動地区数の割合は 74.8%(113/151)である。

(3) 沿道・公園の美化活動等(定期活動)の状況

回数	H19年度	H20年度	H21年度
なし	17	12	14
1～3回	55	60	59
4～6回	23	26	23
7～12回	10	9	11
13～24回	6	5	5
25回以上	2	3	4
不明・その他	4	2	1
計	117	117	117

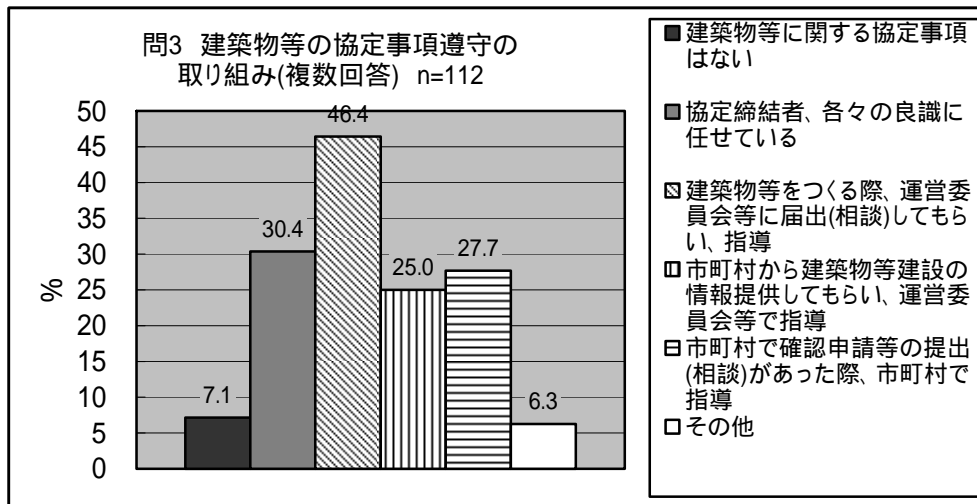
数字は協定地区数



平成 19～21 年度の間では、定期活動の年間回数の増減傾向はほとんど見られない。ほとんどの協定地区では、毎年ほぼ同じ頻度で定期活動を行っている。

定期活動の年間実施回数は「1～3回」が 49.6%で最も多いが、その中でも「2回」(全体の 27.1%)が一番多く、次いで「3回」(全体の 13.7%)であった。最多回数は年 30 回である。

問3 建築物、外構、広告物、植栽、自販機など(以下「建築物等」という)の協定事項を守ってもらうために行っていることはありますか。



建築物等の協定事項を守ってもらうために行っていることとして「住民や業者が建築物等をつくる際に運営委員会等に届出(相談)をしてもらい、指導している」が46.4%(52地区)と最も多く、次いで「協定事項はあるが、協定締結者、各々の良識に任せている」が30.4%(34地区)と多い。全体では6割以上の協定地区で建築物等の協定事項に関し、建築物等の行為者等と協議し、指導等を行っている。

その他の取り組み(抜粋)

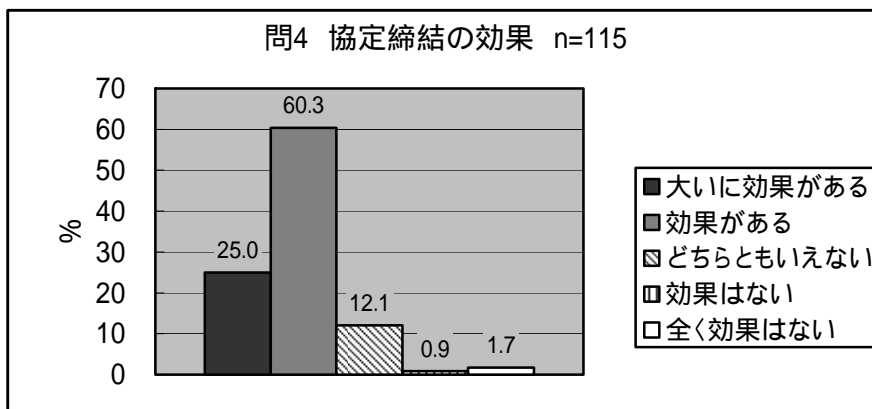
チェックシートに記入してもらい、運営委員会でチェックして同意書に捺印し、確認申請に添付してもらっている。

建築物等をつくること判明した場合に協定の趣旨を説明し、協力要請している。

景観形成重点地域内行為に対し地元意見書を付して承認している。

植栽などの場合、相談にのる。

問4 協定を締結したことにより、目的どおりの効果は得られていますか。



協定締結の効果について「効果がある」という回答が60.3%(70地区)と最も多く、次いで「大いに効果がある」という回答が25.0%(29地区)と多い。地区の景観育成の目的に対し、ほとんどの地区で一定以上の効果があったと感じている。

そのように考えた理由(抜粋)

大いに効果がある(理由)

協定締結以来、看板設置がない。

建築物等の設置に際し、事前に自己規制がかかる。

100件以上に及ぶ申請は100%基準を満たしているため、景観が守られている。

沿道の美しい景観が保たれている。住民の景観に対する意識が向上している。

協定の名の元に...という大義が住民に届いているので、協力、援助をしてもらっている。

この地区で建築物を建てるには、住民協定を守らなければ建てられないことが周知された。

道路も公園も地域住民の財産だから、自分たちが手入れするという意識が生まれ深まってきている。

効果がある(理由)

田園内農道に電柱、看板が無く効果有。新築家屋の形状、高さが統一され街なみがそろっている。

区との協力により区民全員が協力して頂き、特にメイン道路の維持管理ができています。

町で景観的な改修への補助金がある事から、改修する家が何件かみられた。他の改修する家でも景観に配慮されているように見受けられる。

自販機の設置がない。住民が美化に対する意識を常に持っている。

高層建築物や施設の建設を阻止、極端な色彩の建物の予防、市の景観重点地区になった。参道の修景事業ができた。

昨年、村の景観賞に表彰された。

協定地区ということで電線の地中化、カラー舗装などの事業が行われる。

協定には強制力がないとはいえ、協定内容を示すことによって問題の発生を予防したり、解決したりする効果が生まれている。県、市及び関係地区が協定を支援してくれていることが、役員の活動を励まし、かつ交渉に効果を与えている。

花の時期に皆さんに楽しんでもらえる。あんずの実希望者にわけてよるこばれている。観光客の姿が少しずつ増えてきた。

住民の行動に変化が見られる。例えば洗濯物の場所やゴミ置き場などの改善が見られる。

規制により屋外広告物がなくなった。

屋根勾配についてほとんど指導したとおりになっている(大手建築業者で無視されたケースもある)。

協定を双方確認後、現実には少々変わって建築物等が完成してしまった。

どちらともいえない(理由)

協定の内容が理解されておらず沿道に花を植えることが景観と理解している人が多いように思う。

商売をしている人の性格で指導に耳をかさない人がいる。

町が寂しくなっているのに、電飾を禁止したので、もう少し明るくなってほしい。

良いものはわかるが、中々、金銭に結びつかない。

協力要請なので守られない場合がある。

効果はない(理由)

協定がある事を知らない区民がほとんどと思われる。

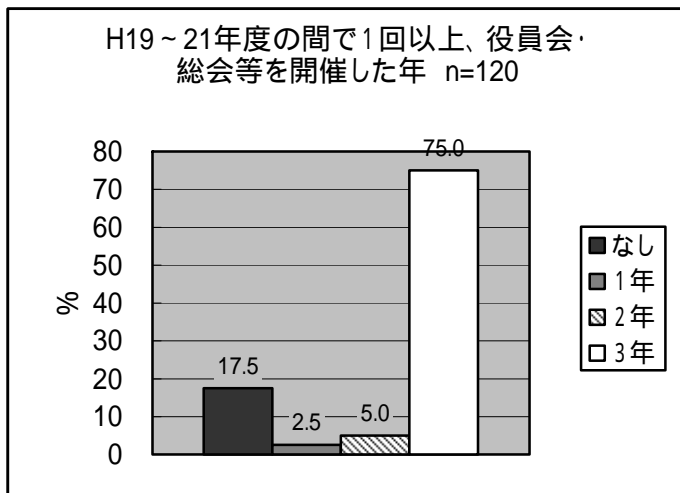
全く効果がない(理由)

協定事項があまりにも現実的でない内容のまま締結してしまった。県のマニュアル通りで全く議論のないままであったため、内容の変更等もままならず、協定そのものが休眠状態。協定当時は役員も代わることができたが、今では皆、高齢化になり、移転する人、病気になる人他で後を引き継いでくれる人もなくなり、良いとわかってはどうすることもできない。

【組織の運営について】

問5 最近3年間で、協定運営のための役員会・総会等を開催しましたか。

(1) 平成19～21年度のうち1回以上、役員会・総会等を行った年の数

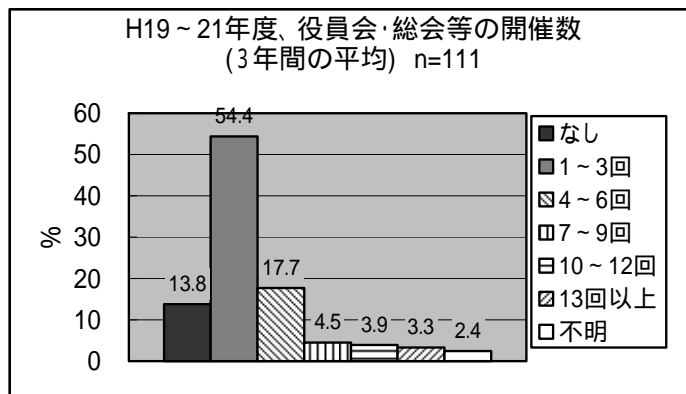


アンケート有効回答数(120地区)のうち、82.5%(99地区)は、平成19～21年度の間で1回以上、協定運営のための総会・役員会等を開催している。定期活動等だけを行っていて、協定運営のための会議等は開催していない地区が13地区ある。

(2) 役員会・総会等の年間開催状況

回数	H19年度	H20年度	H21年度
なし	15	16	15
1～3回	59	61	61
4～6回	20	20	19
7～9回	4	3	8
10～12回	5	5	3
13回以上	3	4	4
不明	5	2	1
計	111	111	111

数字は協定地区数



平成19～21年度の間では、役員会・総会等の年間開催数はおおむね同じである。

役員会・総会等の年間開催数は「1～3回」が54.4%と最も多く、その中でも「1回」(全体の19.8%)が一番多く、次いで「2回」(全体の17.7%)であった。最多開催数は年30回である。

主な議事内容(抜粋)

事業計画、予算計画、事業報告、決算報告、役員の選出等

花植え・植栽計画、植栽の維持管理について

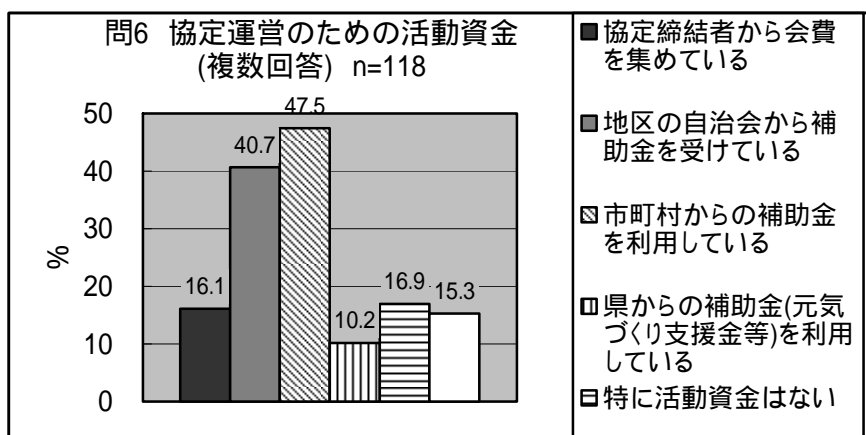
建築物等の届出審査・協議

先進地視察について

イベント参加について

問6 協定運営のための活動資金はどのように確保していますか。

(1) 活動費の確保方法



協定運営のための活動資金は「市町村からの補助金を利用している」が47.5%(56地区)で最も多く、次いで「地区の自治会から補助金を受けている」が40.7%(48地区)と多い。協定地区にとって市町村からの補助金が重要な活動資金になっている。協定地区のある44市町村のうち、平成21年度で補助を行っている市町村数は20市町村である。

「特に活動資金はない」地区(16.9%、20地区)は、ほとんど活動をしていないかボランティア等で定期的な美化活動を行っている。

その他の財源(抜粋)

看板設置者からの協力金

町内各家へ花の苗を買ってもらい活動資金にしている

建築物等の届出の審査手数料

土地改良区からの助成

観光協会、商工会より補助金

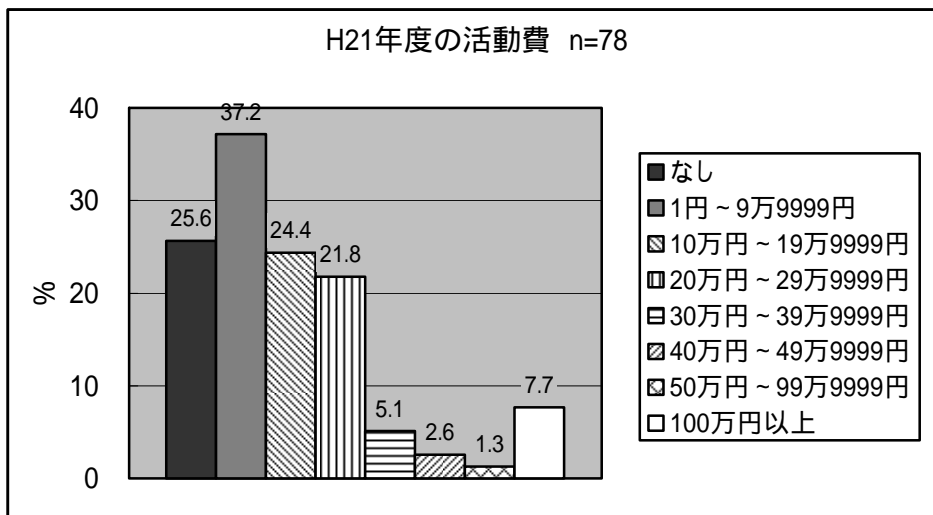
祭りの売上げ金を活用

役員の寄付

アダプトシステム(道路美化活動)を活用

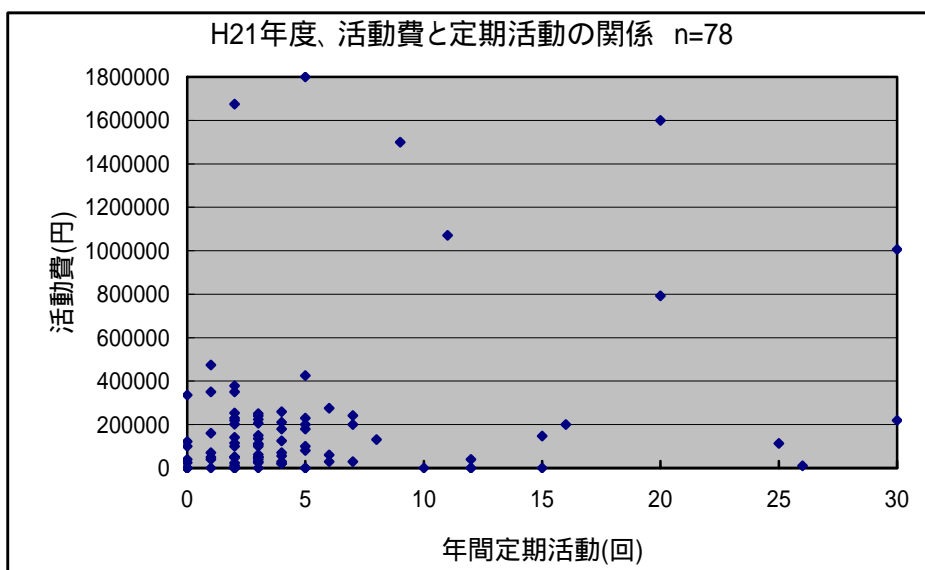
区で導入した農地水環境保全向上事業と一緒に活動

(2) 平成 21 年度、協定運営委員会等の活動費



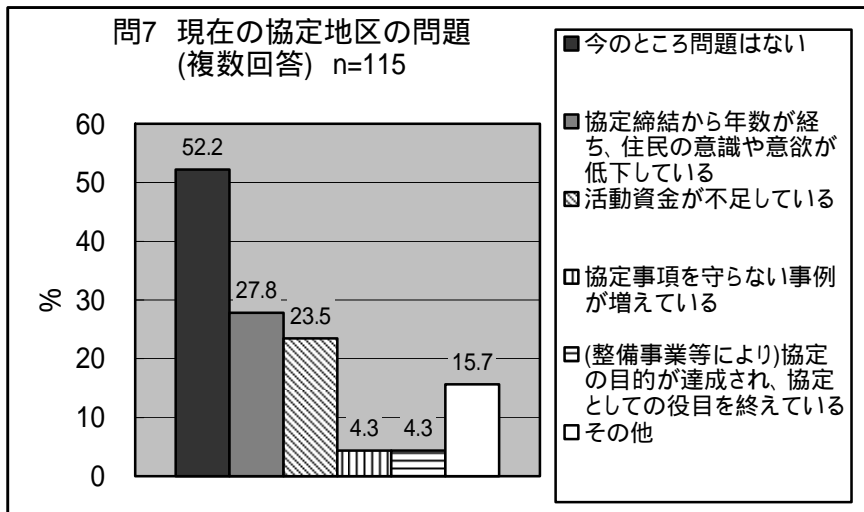
平成 21 年度の協定運営委員会等の活動費は「1 円～9 万 9999 円」が 37.2(29 地区)で最も多く、次いで「活動資金なし」が 25.6%(20 地区)と多い。

(3) 平成 21 年度、各協定地区における活動費と定期活動の関係



グラフからは活動費と定期活動(美化活動等)の回数との相関関係はみられない。一般的に活動費が多いほど活動が盛んであると思われるが、アンケート調査項目からは確認できず、活動費が少ない中でも頻繁に活動している地区もあった。活動費がある程度潤沢である地区が案内看板やストリートファニチャーの設置等、環境整備を行っている事例がある。

問7 現在、協定地区としてどのような問題がありますか。



現在の協定地区の問題点は「今のところ問題はない」という回答が 52.2%(60 地区)で最も多く、次いで「協定締結から年数が経ち、住民の意識や意欲が低下している」という回答が 27.8%(32 地区)と多い。「住民の意識や意欲の低下」と感じている地区は協定締結から 1 年～17 年までであるが、14 年前後が特に多い。

その他の問題点(抜粋)

地権者の高齢化が進み、事業運営に参加者減少傾向。(他 5 地区)

店の経営者が代わった時、協定を知らずに営業された。

高齢化している役員の若返りが急務。

景観的に改修してほしい家もあるが、個人の費用が発生することから、思うようには進まない。協定そのものが関係者に周知されていない。

景観の保全是長期事業であるが、安定した支援がないと維持が難しい。

草取り、ごみ拾い等の活動に出席する人が固定化してきている(出席率 50%)。

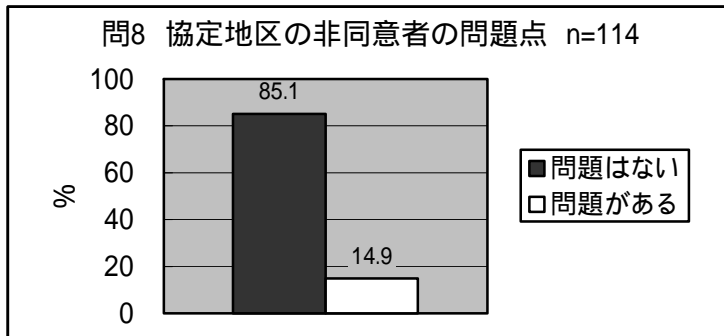
道路の劣化によって雑草と苔の発生が目立つようになり、公的な経費による修復が必要になってきて、協定構成員の労力だけでは目的達成が困難になっている。

市からの補助金が激減した。

区画整理事業が終了後、支援がなくなるので検討が必要。

(農振除外による)開発が前提で締結したので協定者からは、(農振除外を保留している)県の対応に不満が出ている。

問8 協定地区内で、協定に同意していない人(当初から同意していない人や新たに地権者となった人で協定に加わっていない人など)について、協定を運営していく上で問題となっていることがありますか。



協定の非同意者によって、協定地区が歯抜けになることの影響を調べるための質問項目であるが、84.3%(97 地区)は「問題はない」と回答しており、比較的問題は少ないようである。

問題がある場合の具体的な事例など

地権者(所有者)の相続人が不明なことが多い。

建物や土地を借りた人などに、協定の内容が伝わっていないことがあり、住民協定だけでは景観保全に協力してもらえないことがあった。

作業に出てこない人がいる。

1ヶ所に並べて設置されている自販機群があり、この利用のため路上駐車する車が多い。

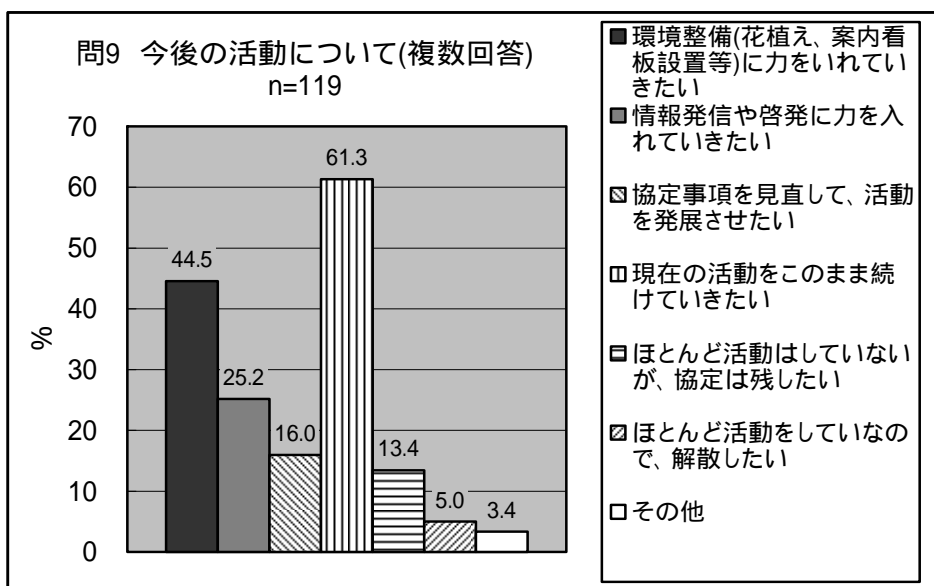
地権者であるが、在住していない住民(別荘所有者など)との接点がない。

新たに外国籍地権者が増え、英文の協定書などを作り配付しているが、言葉などの障害を感じる。

全ての活動に非協力的。昨年、屋号灯を設置したが一番目立つ所に屋号灯がないのは不自然であり、残念。

【今後の活動について】

問9 協定地区として、今後どのように活動を続けていきたいですか。



今後の活動について「現在の活動をこのまま続けていきたい」が61.3%(73地区)と最も多く、次いで「環境整備(花植え、案内看板設置等)に力をいれていきたい」が44.5%(53地区)と多い。

「現在の活動をこのまま続けていきたい」と回答した地区のうち54.8%は「環境整備に力を入れたい」又は「情報発信に力を入れたい」又は「協定事項を見直して、活動を発展させたい」と複数回答をしており、現在行っている活動を継続しつつ、他の活動にも力を入れたいという前向きな意向がうかがえた。「ほとんど活動していないが、協定は残したい」という回答が13.4%(16地区)であり、そのうち協定締結の効果について「大いに効果がある」(3地区)、「効果がある」(6地区)、「どちらともいえない」(4地区)、「効果はない」(1地区)と回答しており、活動は停滞しているが協定の意義自体は感じている。「ほとんど活動をしていないので、解散したい」という回答は5.0%(6地区)であり、そのうち協定締結の効果について「大いに効果がある」(1地区)、「効果がある」(1地区)、「全く効果がない」(2地区)と回答しており、協定の効果はあるが活動を継続できないケースとそもそも協定の効果がないので解散したいというケースがあった。

その他の回答(抜粋)

景観重点地域として、市としての事業を提案したい。

現在の活動をこのまま続けていきたいが、年齢が高くなり、総会にて今年度で解散を決めた。老朽化し始めた道路そのものの補修・美化と協定目的の再認識活動に力を注ぎたい。

各家の修景を具体的に進めたい。町と協力し道路の美装化、電柱の移設を積極的に取り組む。

問10 その他、意見・要望などがありましたら記入してください(抜粋)。

意見・要望

営業者の看板を規制しても政党、議員のポスターが乱立し残念である。看板規制など建築課でなく商工関係でも横の連携をしてほしい。

県も市も道路の管理にもっと手を入れてほしい(側溝の土砂上げ、草取りなど)。

年に1度、県内協定地区の皆が集合して良い事、困った事、その問題をどのように解決したか、その方法など活動の内容を発表や話し合う事が出来れば良いと思う。

県や市町村から補助金を出して、住民発意或いは住民が望む形での景観保全を進めることが大切。

公的経費による道路維持管理及び美化工事の実施が望まれる。

国道・県道の清掃、除草等については建設事務所のアダプトシステムに加入すると、除草器具の支給、お茶等飲料水の支給があるので、市道・公園等の清掃除草に対しても支給頂けたらありがたい。

協定地区内の禁煙化や用途地域制の導入、温暖化対策、電線の地下埋設などを検討しては如何か。

全国の景観行政団体の状況を(情報)提供して頂ければありがたい。

様々な活動(住民協定、世界遺産登録の取り組み、風景街道など)の相互の交流があればありがたい。

3年間の活動資金を頂いたが、今後も活動するには資金を必要とするのでご配慮をお願いします。

すばらしい協定であるので、より一層市民に受け入れられるよう情報等、啓発活動に力を入れてほしい。

協定地区の支援が終わったとたんに衰退してゆく話を良く聞く。当地ではボランティアの活動に自己資金を流出してつなげている。支援をいただける情報を欲している。

協定地区と並行する川に樹木等が増え、対岸の地区が見えなくなった。景観の意味合いから河川内が整理されればと思う。

当面の課題は、電柱看板の撤去をどう実現するか。電柱の(道路敷地を持つ)地主として、県から条件付けはできないか、検討してもらいたい。

最近(活動)報告をする事が多くなった様に思う。担当者の気持ちは理解できるものの、活動は自主的なものであり、しばられないものでありたい(活動資金も自主的)。できれば現地に出掛けて活動の内容を確認していただきたいと思う。

今後は協定の意義を共有する役員の活動だけではなく、各地区の取り組みや住民への啓蒙活動が非常に重要になる。

問題点

住民協定がある限り区としては年間の補助が少しあるが、一番必要とされる人の協力はもらえない。その協定者が高齢化で役員になる人がいない状態で限界だと思われる。

活動を発展させたいが、予算が年々減額され事業を縮小せざるをえない状態。

規模が小さく役員が高齢化して組織が成り立たず解散の状態。

広告物等について住民が守ってくれさえすれば問題はないが、人により困ることがある。

土地は個人の財産であり、(運営委員)会の思うようにはいかない。

役員が2年ずつ交替し、全て1から行うので運営以前の問題があり、むずかしい。当地区としては区の組織の中に入れもらい継続的に運営できるよう検討していただいている。

国の方針、政策が具体的に見えない。また予算化の見通しが不透明なため、今後の活動の進め方に不安を感じている。

歩道舗装の隙間の雑草処理が大変である(処理しないと根の力で舗装がはげてくる)。

その他

周辺3地区とフラワーロードを続けいくことにより、地区の認識と意欲があり景観等を守ることが出来ていると考える。しかし、活動費等の不足がこれからの課題。

環境整備だけでなく広く地域を守るため、自主的に防犯パトロール、青少年の健全育成、高齢者福祉の支援、除雪活動等を行っている。

農免バイパスの広告が協定地区と無協定地区にあり道路の両側を協定地区としたい。

目的が維持されるよう色々な機関で意識を高めていきたい。

3 まとめ

アンケートは対象地区の8割以上から回答があり、地区によって活動に濃淡はあるものの、そのうち9割超の地区で活動実態があることがわかった。また、協定代表者は協定締結による一定以上の効果を感じており、景観に対する住民の意識が向上したという意見もいくつかあった。しかし、年月の経過とともに、住民の意識や意欲の低下がみられ、役員や住民の高齢化により活動が停滞している地区もあり、また、やりたいことはあるが活動費が足りないといった問題や地権者・事業者が変わった場合、十分把握できないという問題などもみられた。

以下、本調査等から考察した住民協定活動活性化に必要な要点をあげる。

(1) 自治会の協力

役員の高齢化による後継者の問題が発生している地区がいくつかあった。協定地区と自治会の活動を兼ねている場合、自治会の役員が協定の役員を兼任しているケースがあり、この場合には、役員の交代が定期的に行われるが、一方で締結当時の意欲の継続性の問題が生じている。しかし、活動継続のためには、金銭的支援のみならず人的支援の面でも地元自治会の協力が重要である。

(2) 行政の支援

ボランティアで活動をしている地区もあるが、協定地区の5割近くが市町村からの補助金を活動資金としているため、現時点においては活動継続のために行政からの金銭的支援は欠かせない。また、協定遵守のためには協定運営委員会等で積極的に協議・指導することが重要であり、地区内で行われる建築行為等の情報提供を含めた行政のバックアップも必要である。

(3) 住民への意識啓発

地区によって、「協定の意義が住民に周知されており、定期活動等の参加率が高い地区」と「役員のみが熱心で協定の意義が住民に十分周知されておらず、定期活動等の参加率の低い地区」があり、温度差がみられた。協定締結の経緯において十分合意形成が図られていたかという点が影響していると考えられる。時間をかけて景観に対する意識を醸成していく方法、また、時間の経過や代替わりによる意識の低下を防ぐ方法など、住民への有効な意識啓発は課題である。地区によっては、パンフレットや区報等で活動を紹介するなど啓発活動に力を入れているところもあった。

(4) 横のつながり

協定地区それぞれで活動していると、活動意欲を維持していくことが難しく、また、協定運営において同じような課題を抱えている地区も多いものと思われる。情報交換や活動発表により、互いの活動を知り、課題の解決策を探り、活動意欲を高めるため、地域の住民協定連絡会議の活性化や全県的な住民協定の集会の開催などが必要である。

県内の景観行政団体等の状況
(平成22年12月10日現在)

